

枚方市立くすの木園利用者送迎車運行管理業務請負に係る仕様書

この仕様書は、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会（以下「本会」という）が枚方市立くすの木園利用者送迎車運行管理業務請負契約（以下「本契約」という）を行うにあたり、その概要を示したものである。したがって請負業者は、この仕様書に記載されている事項について、誠意をもって業務を履行しなければならない。

1. 委託期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間とする。

2. 出発地及び帰着地

出発地及び帰着地は、枚方市津田東町2丁目35-1枚方市立くすの木園とする。

3. 管理車両

本会が賃貸借契約により使用する下記の車両2台を運行する。

○マイクロバス（29人乗り） 長さ 699cm 幅 202cm 高さ 258cm

車体の形状：キャブオーバー

年式：H18 車名：日野リエッセII 型式：PB-XZB50M

○ワゴン（10人乗り） 長さ 538cm幅 188cm 高さ 228cm

車体の形状：ステーションワゴン

年式：H24 車名：トヨタハイエース 形式：TRH224W-LDPNK

4. 運行日

運行日は、原則として本会が定める休園日（祝祭日、年末年始等）を除く月曜日から土曜日の間とする。ただし、土曜日については本会が指定する開所日（年間20回）とする。

5. 運行範囲、運行時間

(1) 運行の範囲

別紙「くすの木園通所送迎車ルート表」に示す経路・時間とし、枚方市内一円ほか随時指定場所

(2) 運行時間

迎え時、マイクロバスは午前8時00分から10時00分、ワゴンは午前8時から10時10分、送り時、マイクロバスは午後3時30分から5時30分、ワゴンは午後3時25分から5時35分とする。ただし、本会が指定する開所日（土曜日等）のうち、事業所を離れて催行する場合（2回程度）はその事業の実施時間とする。

6. 委託業務の内容

委託業務の内容は次の通りとする。

(1) 本会が計画した「くすの木園通所送迎車ルート表」に従い、管理車両の運転、これに付帯する業務を行う。

- (2) 管理車両の管理・維持に関すること。
- (3) 自動車継続検査（法定車検）および定期点検の管理に関すること。
- (4) 管理車両の事故の処理および補償に関すること。

7. 管理車両に関する維持管理経費等の負担

	請 負 側		委 託 側 (リース会社)
	マイクロバス	ワゴン	
(1)自動車取得税、自動車税、自動車重量税	－	－	○
(2)自動車賠償責任保険料	－	－	○
(3)自動車継続検査（車検）費用	○	－	○(ワゴン)
(4)法定定期点検（6ヶ月点検）費用	○	－	○(ワゴン)
(5)代車費用（車検および点検時）	○	－	○(ワゴン)
(6)一般修理（事故以外の故障等）	○	－	○(ワゴン)
(7)燃料等の給油及び購入	給油・購入	給油	購入(ワゴン)
(8)自動車総合保険料（任意保険）	○	○	
(9)タイヤ、バッテリー、ワイパーゴム	○	－	○(ワゴン)
(10)ワックス、洗車ブラシ等消耗品類の購入	○	－	○(ワゴン)

8. その他

(1) 注意義務

請負業者は委託業務を行うにあたって、関係諸法令を守るとともに自動車安全運行管理責任者の適正な配置、指揮監督および教育指導を行い、規律および風紀を維持し、善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

(2) 秘密漏洩の防止

請負業者は、この仕様書に定める委託業務の遂行上およびこれに関連して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。自動車安全運行管理責任者、運転手においては秘密漏洩の防止についての教育を十分に行うこと。

(3) 労働法等に関する責任

請負業者は、自動車安全運行管理責任者、運転手に対する使用者および事業主としての労働基準法、職業安定法および労働者災害補償保険法、雇用保険法その他の社会保険諸法令上の責任をすべて負い、責任をもって労働管理を行うこと。

(4) 点検整備の期間

委託者は請負業者が運行する車両の法令に定める点検整備（継続検査および法定点検）を実施するための点検整備期間を設けるものとする。なお、点検整備期間であっても、業務に支障がないよう代車等の手配をおこなうこと。

(5) 自動車総合保険の加入

請負業者は、運行車両について、請負業者を契約者とする自動車総合保険に加入する。

(6) 事故等の報告および処理

請負業者は、委託業務の実施中に事故等が生じたときは、速やかにその旨を委託者に報告し、委託者と協議のうえ、事故処理にあたる。また、事故、故障等で運行車両が運行不能となった場合は業務に支障

の無いように速やかに代車の用意を行うこと。

(7) 損害賠償責任

請負業者は、委託業務の実施中に、請負業者の責めに帰すべき理由により、委託者または第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負う。

(8) 保管場所

運行車両の保管場所は、枚方市津田東町2丁目35-1枚方市立くすの木園とする。

(9) 事業の実施に伴う費用負担

委託者が企画・実施した業務を行うに伴う有料道路、有料駐車場等の費用は委託者は負担するものとする。

(10) その他

仕様書に疑義が生じたときは、委託者、請負者協議して定めるものとする。